



熊本県公報

第11930号
平成22年8月3日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(熊本北部加入区).....	(団体支援総室) 1
○保安林の指定に関する予定.....	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定.....	(〃) 2
○保安林の指定に関する予定.....	(〃) 2
○保安林の指定に関する予定.....	(〃) 2
○保安林の指定に関する予定.....	(〃) 3
○保安林の指定に関する予定.....	(〃) 3
○定数漁業の許可申請期間の公示.....	(水産振興課) 3
○保安林の指定の解除.....	(森林保全課) 4
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告.....	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為工事完了公告.....	(〃) 4
○建設業法に基づく営業停止命令.....	(監理課) 4
○土地改良区の定款変更認可.....	(農村計画・技術管理課) 5
○団体営土地改良事業の工事完了公告.....	(〃) 5
登 載 依 頼	
○平成22年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会の開催.....	(熊本県公立大学法人評価委員会) 5
○平成22年度第1回熊本県社会教育委員会議の開催.....	(社会教育課) 6

告 示

熊本県告示第770号
 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
 平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
熊本北部加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
玉名郡長洲町大字長洲931番地 上田 浩次
玉名郡長洲町大字長洲3296番地2 津田 悦司
玉名郡長洲町大字長洲2927番地9 坂上 節男
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
熊本北部漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成22年8月3日から平成22年8月17日まで
- 5 縦覧場所
熊本北部漁業協同組合

熊本県告示第771号
 森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市東陽町北字椎屋2507番3、2509番1、2509番2、宇平山2671番59、2671番63、2671番64
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字椎屋2509番2、2507番3・2509番1・字平山2671番59・2671番64（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第772号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市薄原字赤林643番1、643番3、645番、662番、663番、664番4、664番8、664番9

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤林643番1・643番3・645番・664番4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第773号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字女島字金淵2121番、2123番から2127番まで、字金ヶ平2686番1、2691番

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金淵2121番・字金ヶ平2686番1・2691番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字金淵2123番から2127番まで（以上5筆筆界未定地について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町仁田尾字黒原8番1、8番2

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第775号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字扇原2829番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第776号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙字線香山1720番6
- 2、1720番63
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第777号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。
 平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	かに流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	中目流し網漁業	熊本有明海

- 2 申請期間
 平成22年8月3日から平成22年8月9日まで

熊本県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年8月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字水ノ本3837番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 駐車場用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第440号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字北長嶺1659番8
499.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市西寺1940番地2
緒方 順一

熊本県公告第441号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字辻久保4163番5
499.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市合生2190番地1
末永 大樹

熊本県公告第442号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年8月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 処分をした年月日
平成22年7月26日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社玉稻開発
熊本県玉名郡玉東町稲佐612
代表取締役 井上 孝子
熊本県知事許可（般-18）第08807号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの。
(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
(注2) 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

(注3)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間
平成22年8月9日から平成22年11月6日までの90日間

4 処分の原因となった事実
有限会社玉稻開発の前代表取締役は、同社代表取締役であった当時の平成19年5月定19日ころ、玉東町から発注が予定されていた道路改良工事等に関する、指名業者の選定及び設計金額の教示など、自社に有利かつ便宜な取扱いを受けることを目的として、玉東町建設課課長補佐に対し、同人方のカーポート取付工事を施工して提供し、道路改良工事の設計金額、歩引率等を聞き出し、同年10月12日玉東町福祉センターで行われた入札に関し、入札比較価格に近似する金額で落札し、偽計を用いて公の入札の公正を害したとして、平成22年4月30日、贈賄及び競売入札妨害の罪で起訴され、平成22年7月2日、熊本地方裁判所において、懲役1年6月執行猶予3年が言い渡され、同月16日その刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同項第3号に該当すると認められる。

熊本県公告第443号

熊本市に事務所を置く画図土地改良区理事長宮崎實から平成22年6月23日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年7月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第444号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成22年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	向田 (湯前町)	平21年11月4日	平成22年3月15日	湯前町

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第2号

平成22年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。
平成22年8月3日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎元 達郎

- 開催日時
平成22年8月10日（火）
午後2時から（2時間程度）
- 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 議題
・平成21年度業務実績評価（案）等
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部県政情報文書課（電話096-333-2061）

熊本県教育委員公告第14号

熊本県社会教育委員会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年8月3日

熊本県教育委員会

- 1 開催日時
平成22年8月26日(木)
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 1階101会議室
- 3 議題
(1) 報告事項
(2) 協議事項
・平成22年度社会教育関係団体に対する補助金について
・地域の教育力向上について
(3) その他
- 4 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。
(2) 受付時間は、開会の1時間前から10分前までとする。
(3) 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了する。
(4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することが出来る。
- 5 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁社会教育課社会教育指導係
(電話096-333-2699)